

厚岸町議会 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成28年12月16日

午前10時01分開会

- 委員長（南谷委員） ただいまから、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

審査を進めてまいります。

初めに、議案第78号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページから4 ページまでは、歳入歳出予算補正の第1表です。

7 ページ、8 ページは、事項別明細書です。

審査の方法、進め方でございますが、款、項、目により進めます。

9 ページ、歳入から進めてまいります。

10款1項1目、地方特例交付金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 11款1項1目地方交付税。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目民生使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3目衛生使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目農林水産業使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5目商工使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6目土木使用料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7目教育使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 11ページに参ります。2目衛生費道負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2項道補助金、2目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8目教育費道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3項委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 1目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2項財産売払収入、2目生産物売払収入。

6番、室崎委員。

- 室崎委員　ここでお聞きしますが、生産物売払収入でしいたけ菌床売払代364万9,000円というのが出ています。それで、これの内容については、歳出のところの62ページで、材料費の購入なんかが中心だということがわかります。ということは、しいたけ菌床の増産が図られるということなんですけれども、この内容についてご説明いただきたい。

- 委員長（南谷委員）　産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長）　ご説明させていただきます。

このしいたけ菌床売払代につきましては、当初予算におきまして、数にして40万3,000玉見込んでおりました。その後、この時期を迎えて、これからの町内生産者の方の購入見込みをお聞きするところを行いました。それと、町外というのは、例外的にキノコの菌床等の種菌等を提供している業者を通じて町外に出しているということがあります。そちらのほうの購入見込みについても伺ったところでございます。当初予算におきましては、昨年までと同額の菌床代金、税抜きでいきますと123円になりますが、それに消費税を加えた132円84銭ということで予算上は計上させていただきました。しかし、4月1日から、生産者の要請等を受けて、28年度については1個当たり103円、20円ほど軽減をさせてやるという特例を今行っております。ですから、新年度予算の計上よりも販売単価を下げたわけですから、それに伴う減少分があります。町内の生産者についても、当初見込みよりも6万8,800玉ほど、実は購入予定が少なくなったんです。大幅に減になるところですが、一方では、その業者のほうを通じてやる部分ですね、以前は20万菌床ぐらい購入していただいていたんですけれども、それがどんどん少なくなってきたと。これは総務産業常任委員会の議論の中でも説明をさせていただいていた部分なんですけれども、生産者のほうから要請があって、菌床を下げるということになると、きのこ菌床センターの経営上は、これまた収支としては厳しくなるわけです。当然、製造数が大口であったところが、2件ちょっとなくなっているという現状からすると、平成28年度部分については、過去よりも大分製造数が少なくなると。そうすると、製造、菌床1個当たりのコストがかなり高くなってしまうと。そうすると、きのこ菌床センターの経営上はまたさらに悪化するという状況があったものですから、実はその業者さんのほうに、今年の3月末ですけれども、伺いまして、実は、購入数を増やしていただきたいというお願いをさせていただいております。近隣のところで、ことしから新たに製造を開始するという話もありましたので、そちらのほうにうちの菌床センターからの菌床を利用させていただいているということで、その会社の部分につきましては、年度当初では2万3,200玉分しか見ておりませんでした。今回の補正の中では、20万6,400玉弱ぐらいまで増やさせていただきました。このときの、それによる増ということで、最終的には、キノコの菌床の製造個数は11万4,314玉、これほど当初予算よりは増えたのです。ですが、冒頭申し上げた菌床代金の軽減策を今年はとっているものですから、収入については364万9,000円となったということでございます。

- 委員長（南谷委員）　6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。今、詳細な説明いただいたんですが、簡単に言うと、ある程度の量をつくらないと単価を下げるできないと。それで、その量を確保するために、いわば種屋さんですね、厚岸町に、この菌床をつくるために入れている、その会社に協力をしていただいて、毎年ある程度のものを購入してもらっているんだけど、それだって、向こうは、買い入れたものを売り先がなければ購入できませんよね。その売り先が見つかったので購入量を増やしてもらったということが今のお話のあらすじでないかと思うんですけども、それでいいんですか。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） そのとおりでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そのあたりの話は、やはりきちんと町民にもわかるようにしておく必要があるんじゃないかと思うんです。今回の行政報告にあったような事案があると、やはり疑心暗鬼が生まれて、妙なうわさが町の中に流れているのも耳にしました。それは、迂回して、そのA法とやらに厚岸町の菌床を流してるんじゃないかというような、とんでもない話が、町にはまことしやかに流れているんです。ですから、そういうものではないし、それから、行き先についてもこちらはきちんと調査しているんだということをやはり明確にしておくことがあるんじゃないかと思ひまして、あえてこういう席でお聞きするんですけども、その点明言していただきたい。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この増産部分につきましては、業者を通じて販売している部分でございますけれども、一企業なものですから、固有名詞は申し上げられませんけれども、根室市のほうで、今年から、6、7月ぐらいからですかね、新しくきのこ菌床でのしいたけ栽培を行うという業者さんが出ました。そちらのほうに出荷する部分ということで、それ以外には出ておりません。

以上でございます。

●委員長（南谷委員） 2目生産物売払収入、ここで、他にございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

18款1項寄附金、1目一般寄附金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8目消防費寄附金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 20款1項1目繰越金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 21款諸収入、6項3目雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 22款1項町債、4目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6目土木債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

次に15ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 19ページでございます。2目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3目職員厚生費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 4目情報化推進費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5目交通安全防犯費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目行政管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 8目財政管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 9目会計管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 10目企画費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 11目財産管理費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 資料を出していただいたんですけれども、これはいわゆるアスベストの問題ですよね。アスベストというのは時限爆弾というような言い方もされるんですけども、そこで使われて、きちんとしている部分では特に問題は起きないんですけども、これが割れたりして、そのアスベストの成分が空気中に飛散したり、あるいは水に入って人体に入ってくると、非常に重篤な発がん性を持っていると聞いております。それで、今回のこの点検というのは、そのような割れが入ったり、一部が砕けていたりということはないかどうかということの点検と考えればよろしいのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今回は煙突内の経年劣化、損傷の状況を目視確認するという内容でございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この前、新聞でですね、道内のある町の、給食ができなくなったと、給食センターですか、そこのやはりこういう煙突だとかそういうもので使用ができなくなったという状況がありましたですね。あれは、やはり同じような経年劣化によるものなんですか、それとも何かほかの、アスベストということは書いてあったんですが、状況だったんでしょうか。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私どものほうへ通知等が来る内容は、多分、新聞と一致しているんですけども、落下したものが、成分検査をしたところ、アスベスト成分が含まれていたということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そのようなことがないように、厚岸町の場合、祈るわけで、もちろんそのための点検を行っているということだと思います。それで、今回出していただいた一覧表は、20カ所、厚岸町の公共施設の中にこういうものがあるということだったんですが、これについてはきちんと調査をし、なおかつ、このような措置をしているということで、まず大丈夫だと思うんですが、一つ気がかりなのは、民間の施設なんですね、町内の。これについての調査とかそういうものについては、何か行われていますでしょうか。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 民間につきましては、平成17年度に大きな問題となったときに、北海道のほうから、一定の規模の施設をリストアップしてということで、それでもって調査をしていただいたという以外、それは、当時は吹きつけアスベストということで、吹きつけだけが対象でありました。今回は吹きつけ以外の石綿を含むものについて規則が追加されたものですから、それについての詳細は来ているんですけども、今回、その部分に対する民間の調査についての行政への通知は、今のところ来ていない状況でございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと今、意味がはっきりわかんなかったんですが、来ていないというのは、何が来ていないんですか。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ちょっと舌足らずでありました。今般、町有施設、いわゆる地方公共団体の所有施設について調査をすべきという通知が来ておりますけれども、平成17年度にあったような、民間の施設についても調査するよという部分について、今回まだ来ていないということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 私が聞いているのは、国の通知だとかそういう話ではないですよ。厚岸町として町内における民間のアスベスト使用状況についてきちっと把握する必要があるんじゃないかという話をしているんですが、その点、どうお考えでしょう。

●委員長（南谷委員） 委員会を休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。
建設課長。

●建設課長（松見課長） 民間に対する調査の関係でありますけども、今般、北海道のほうから、町有施設の点検に当たって、北海道で作成したマニュアルを参考に町村で活用していただきたいということにあわせて、このマニュアルは民間でも使用できるので、その旨を伝えていただきたいという文書が来ておりました。先般、建設業関係の、いわゆる厚岸建設業協会のほうに、私どものマニュアル、北海道から来たマニュアルを参考に送らせていただいております。今後、他の施設について、建設業界以外の民間に対する周知、アスベスト管理の徹底についてお願いする方法を検討してまいりたいと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。要するに、アスベストの使っている部分に関してはこういう形で点検等をしなさいというマニュアルですね、それは。わかりました。

それでもう一つ気になることなんですが、建物を建てかえたり、あるいは、空き家に限らず、取り壊したりしますよね。そのときに、恐らく、私は専門家じゃないからそこらは詳しくないけども、何年から何年あたりまで建てたものについては使われている可能性が非常に強いというようなものがあるんじゃないかと思うんです。アスベストというのは、安くて性能の非常にいい、夢の建材というような言い方をされたんだって話も聞いていますから、ある時期には相当使われたんじゃないかと思うんですね。そういう可能性のあるものについて、取り壊しをするときには、特に飛散しないように気をつけ

なければならぬというようなものが当然出てくると思うんですよ。そのあたりをきちんと周知徹底させていくことも、日常の保全と同時に、非常に必要なことでないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） アスベストの規制に関しましては、特定化学物質等障害予防規則という古い規則があったのが段階的に発展してまいりまして、規則名でわかるような、いわゆる現行では石綿障害予防規則というふうに、わかりやすくなってきております。そういう法の整備の中で、平成26年でございますけれども、新たに解体工事に係る場合、発注者は事前に設計段階できちっと調査し、その調査結果をきちっと施工業者にお伝えするということが、その確認が義務づけられました。こういったことから、建設工事にかかわる発注者、受注者の間では、この規則に基づき、きちっと今後も運営されると思います。ただ、個々人で解体される分については、個人が調査するということはなかなか大変なものですから、業者のほうで責任を持った対応となるわけでございますけれども、行政のほうから改めて、ただいまのご意見、民間、いわゆる一般の町民の方にも理解していただけるような周知が必要ではないかと、実施させていただきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

11目財産管理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項町税費、1目賦課納税費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3項1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目参議院議員選挙費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8目海区漁業調整委員会委員選挙費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6項1目監査委員費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目心身障害者福祉費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目老人福祉費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 39ページに参ります。5目後期高齢者医療費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7目自治振興費。
3番、堀委員。

- 堀委員 ここで、地域公共交通対策についてお伺いしたいんですけれども、9月の定例会のときに一般質問で何名かの方がJR北海道の関係で一般質問されてたんですけれども、その後、いろいろな動きというものがあったと思うんですけれども、現在までのところ、花咲線の廃線という問題についてどのような動きがあるのかというものを教えていただきたいと思います。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） J R 根室線の釧路・根室間でございますが、基本的には、7月29日、J R 北海道から公表されました内容とほぼ同様の内容でございます。実は11月18日にJ R 北海道社長の記者会見がありまして、道内の各不採算の路線、J R だけでは維持困難な路線について公表がなされたことと、そういった路線については、上下分離方式ですとか、値上げですとか、そういう方針が示されたというところでございます。根室線の釧路・根室間について具体的にこうしたいというような説明については、当町のほうにはまだ来ておりません。報道発表のとおりでございます。

●委員長（南谷委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、まだ花咲線の沿線自治体に対しては何もアクションというものが無いんだということの話なのかなと思うんですけども、まず、J R 北海道が廃線、上下分離方式なり、そのようなものをする期間、期限というものはある程度決められているのでしょうか、何年後にはこのようにするという、そういうようなものというのはJ R 北海道のほうでは持っているようなのでしょうか、そこら辺はわかるのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 11月18日の社長の記者会見の、J R も今後、地元と協議を進めていきたいという部分の期限につきましては、さきにNHKの特集をやったときのJ R 北海道の社長の言葉、それから、当町にも説明に12月9日に来ております、そのときに問い合わせたところ、今のところ、3年以内と考えると回答をされております。

●委員長（南谷委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、3年以内には、厚岸町としてどうするのか、また、沿線自治体としてどうするのかというものをしっかりと決めなきゃならないと思うんですけども、今回、今議会においてもですね、意見書でJ R の北海道への経営支援を国に対して求める意見書というものが上がっているんですけども、私も、J R 北海道に対しては、国が責任を持った経営支援をした中で地方路線の維持をしていただきたいというのがまず前提にはなるんですけども、それがかなわずに、J R がですね、やはり上下分離方式なり廃線なりというものをしようとした段階においては、やはり厚岸町なり沿線自治体としても、バス転換とかいろいろな方策というものが考えていかなければならないものなんじゃないのかなと思うんですよ。3年という短い期間の中でそれをしていかなければならないというのであれば、やはりもう既にですね、幾つかのやはり腹案というものを持っていた中でいろいろな検討というものをしなければなりませんと思うんです。それが、この地域公共交通対策での活性化協議会の中で話し合われるんだとは思いますが、

けれども、その段階では、一道民としてというかですね、私も思うんですけれども、万が一、上下分離なり廃線なりといったようなときには、やはりバス転換なりというものが必要になってきたときの財政支援、これはやはりきちんと国のほうにも求めていくようにもしなければならない、その財源として一番考えられるのが、JRの安定化基金ですね。今はもう7,000億から8,000億、1兆円ぐらいまで膨らんでいるんだと思うんですけれども、地方路線切り離すんですから、そうしたら、その安定化基金だってそんなに要らないって話になりますよね。話半分にしても3,500億なり以上の財源というものが、安定化基金を取り崩すことによって北海道の各沿線自治体にも振り向けることが可能になると思うんですよ。やはりそういうものを踏まえた中での今後の地域公共交通というものをどういうふうにしていくかというものを前向きに検討していてもらいたいなと思うんですよ。まずは本当に、維持がまずは大事ですけれども、維持かなわないときには、それらの財源というものがJR北海道に過大な安定化基金としての財源があるわけなんですから、それをやはり道民生活のほうに振り向けてもらわなければならないという強いメッセージというものは、やはり北海道に対しても、国に対しても、JR北海道に対してもしていくべきだと思うんですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。この問題につきましては、厚岸町としても重要な課題として思っておるわけでございます。今、担当課長からお話ありましたとおり、しからば、JRのほうから具体的な話が来てるのかということ、まだ来てません。しかし、私といたしましては、JRの今日の経営状況を見るには極めて厳しい状況にある、そういう認識に立っておるわけでありまして、はっきり私が申し上げるところは、自助努力ではどうしようもないような財政状況であると私は認めております。そのためにどうしたらいいのかというのがこれからの問題だろうと思いますが、私の考えはここで申し上げませんが、ということは、まだ相手がどういう考えで来るのか、まだ来ておりませんのでわかりませんが、ただ、北海道といたしましては、既にワーキンググループをつくって、北海道市長会の会長、そしてまた北海道町村会の会長らがメンバーとして参加をいたし、既に協議に入っているようであります。それぞれの意見もあるようではありますが、このワーキンググループの動きも私は注視をしていきたいと、そのようにも考えておるわけでありまして、それとて、これは全道的な話であります。我々は花咲線をいかに守るかということを経元として考えるべきことでもありますので、この点、今後どういう動きがあるのか、相手の考え方をこれまた注視しながら、今後、花咲線を守るためにしっかりと頑張っていかなければならない、また、私の考えも申し上げていかなければならない、そのように現段階では考えているところであります。

●委員長（南谷委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ありがとうございます。そういった中で、今後、具体的な協議というものをJ

R北海道側の方針というものもいろいろと示されてくるんだと思うんですけども、ぜひ町民のほうにも適時適切な情報の公開というものをしていってもらいたいなと思うんですよね。どうするのかが、最終段階がもう決まってしまうから公開するんじゃないかと、JR側がどういうふうな考えを示してきたのかとかですね、やはりそういうものも、適時適切な情報公開というものを町民側にもしていってもらいたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） そのことも踏まえまして、厚岸町長という立場で、いろいろと町民の意見も踏まえた中で、この問題については対応をしなければならないだろうという認識も持っておるわけでありまして。さらにまた、今回、意見書も議会側から出ておるようでありまして。この意見書についてはこれからの審議になるでありましようけれども、大変いい意見ではなかろうかなと、私もそのように思っております。しかし、再度繰り返します、これは全道的な話であって、我々は地域の公共交通をいかに守るかという立場で対応していかなければならない、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） 他にございませんか。よろしいですか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 8目社会福祉施設費。
5番、竹田委員。

●竹田委員 集会所というところでちょっとお聞きしたいんですけども、以前に一般質問をさせていただいたときに、白浜の集会所、白浜公住にあるところのスロープと手すりの改修を提案をいたしました。検討するということでしたんですけども、その後、スロープの改修も手すりもついてない状況なんですけども、これらについてお伺いしたいと思っております。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 以前、竹田委員のほうからそういうご質問ありました箇所、ほかにも何件かございましたが、自治会のほうとはお話をさせていただいております。今現在は、そのままでいいという、当時、お答えをいただいておりますので、それで、改修のほうは特に行っていない状況になってございます。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 それは、誰にどういうふう聞いたんですか、いつですか。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 時期については、その後、早い段階でというちょっと記憶は、記憶で申しわけございませんが、というふうに記憶してございます。相手方については、当時、ほかの施設もそうですけども、たしか自治会長等に、役員の方にお聞きしていると思います。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 前にもこの問題について指摘はしてきたんですけども、その指摘の内容について、自治会から聞いてないっていう話、よく答弁の中で私もされるんですけども、そのときに私が言ったのは、自治会要望がされてないからといってそのままにしておくことはだめだよと、それはなぜかということについて話ししました。それは、自治会要望したくてもしない人がいるんですよ。自治会要望のときに、自治会のそういう集会のときに行けない人、行かない人、行きたくない人、そういう人も中にいるんですよ。となると、そういう人たちが意見を言っても当然通らないし、意見の集約はできないこととなります。そのために何をしなきゃなんないかということが問題だと思うんですよ。自治会長は聞いてないからやらなくていいよと、それは自治会長の意見になってしまう、個人的な。なぜ個人的な意見になるかということ、みんなから聞いてないからですよ。だから、そういうところをもう少し聞き入れることができる体制にしないとだめだと思うんですよ。どういうことを言いたいかということ、集会所の周りに住んでいる住民にアンケートをとるとか、そういうことが必要になってくると思うんですよ。厚岸町で何度か係の人間が行って、その自治会の集会所に集まっていたらいてお話をいろいろ等々を懇談的に聞く場所というのを年に何回か設けています。そういった場所にも、必ず来る人、参加する人って決まっていると思うんですよ。それは自覚していると思うんですね。ということは、自治会の集会所で自治会の全ての意見が聞き取れるのかということに問題が出てくると思うんですよ。僕は、自治会長と話ししたわけではないんですよ。自治会にいる、利用している人に聞いて、それで、ほかの会館もどうなっているんでしょうねということで一般質問させてもらったわけですよ。だから、そういう聞き方じゃなくて、本当に必要なか必要でないのかという、そういう集約をする、聞き受ける方法論も変えてやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 方法についてはいろいろ検討していきたいとは思いますが、基本的には、極力、住民の方に自治会に加入していただいて、自治会の中で話をできる体制がとっていただけるようになれば、一番、コミュニティー活動を参加するという意味合いからしてもいいのではないかと考えますので、その辺含めて検討をさせていただ

きたいと考えます。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 白浜の集会所に実際行って見てみましたか。あれ、車椅子で入れますか。

●委員長（南谷委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 我々町民課としては、集会所の修繕等もございますので、私もみずから集会所のほうには足を運ぶようにはしております。確かにぎりぎりの部分というところもございますが、絶対通れないとか、そういう状況ではないのかなと考えております。

●委員長（南谷委員） 8目社会福祉施設費、ここで他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目児童措置費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4目児童福祉施設費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5目児童館運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。

6番、室崎委員。

●室崎委員　ここでお聞きいたしますが、インフルエンザが非常な勢いで、町内、流行始めたんでないかという気がいたします。それで、何か学級閉鎖とか学校閉鎖というもの出てきているようで、もちろん児童生徒だけじゃなくて町民全体の話なんですけど、まず、今年は相当強い流行になるんでないかというような警鐘を鳴らす専門家もいますので、まず、現在の厚岸町内における流行の状況、それをご説明いただきたい。

●委員長（南谷委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　町内の状況でございますけれども、感染症情報の共有に関する連絡会議というのを持っております、病院のほうから保健福祉課のほうに受診者数の状況などを連絡をいただいております。それから、各施設からもいただいております、それを、また各施設のほうに戻すというようなことで感染予防のほうに役立てていただくというような取り組みをしておりますけれども、その中で、一番多く発生がといますか、受診者が多かったのが12日の日でございます、12日の日に病院に受診された方が100名ということで押さえております。それに合わせるようにして、真龍小学校から休んでいる生徒さんの報告が24人、それから宮園保育所で9人、それから翔洋高校で68人ということで、そのときに大きな数字が出ております。それに合わせまして、真龍小学校の学級閉鎖、学年閉鎖、それから翔洋高校の学校閉鎖という対応がとられております。その後、ずっと結果を承知しておりますけれども、少しずつ、ぐっと減ってですね、全くないという状況ではございませんけれども、発生はまだしておりますけれども、爆発的に増えているという状況ではないというふうに思っております。

●委員長（南谷委員）　6番、室崎委員。

●室崎委員　本題に入る前にちょっと確認しておきますが、病院ということが出ましたが、これは町立病院以外の民間の医療機関もこの連絡協議会なるところには入っているわけですね。

●委員長（南谷委員）　保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長）　入っております。

●委員長（南谷委員）　6番、室崎委員。

●室崎委員　ありがたいことに、その後爆発的にということでは今のところないということで、ちょっとほっとしましたが、いずれにしても、今年は強い流行になる兆しは見えているわけですね。それで、まず、その場合に、インフルエンザにかかった場合、命にかかわるといような、体力のない方には非常に恐ろしい病気なわけですね。特にそういう、弱者という言葉を使っていいのかどうかかわらないんですけど、十分に気をつ

けなきゃならない人のたくさんいる場所というところ、特別養護老人ホームとか老健とか、病院の入院はもちろんですけども、それからデイとか、そういうようなところは特に厳重な対策をしなければならないというのは誰しも思いますよね。そういうところの対応というのは、まずどういうことを行っていますか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほど申し上げましたその連絡会議には、医療機関が二つ、それから、医療機関以外ということで、今おっしゃられました老人ホームですとかグループホームですとか、それから障害者関係の施設、それから幼稚園、学校というのが入っております。その中で、それぞれその情報によって、例えば老人ホームでいきますと、きのうも若干お話をしましたけれども、全て面会制限というようなことをして抑えるというようなことも今まではやってきましたけれども、それが本当にいいことなのかということでは、やはり問題があるということで、そういった施設の中でこういった取り組みが必要かということについては、それぞれの施設でもって検討をいただいているということでございまして、直接私どものほうから、こうしてくださいというようなことでの対応にはなっておりません。ただ、毎年、この流行が始まる前の段階で、今年も10月の14日にそれぞれの機関が集まりまして、こういう連絡体制を今年もとりますということで、その中で連絡体制をとっている中で、それぞれの機関でもって対策に役立てていただきたいということで取り組んでいるという状況でございます。

●委員長（南谷委員） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 私からは病院のほうの取り組みについてですが、病院では1年を通じてですね、玄関を入りましたロビーのところへ手指消毒液を置いて、なおかつ、季節性インフルエンザ、それからこういったインフルエンザ、特別な事態に備えた手洗い、うがいの励行を行っていただくような注意を一年中通して行っておりますし、それから、要所要所、ロビーだけではなくて、手指消毒液については2階、3階含めて配置しております。それから、マスクの着用ですとか、そういった呼びかけ。それから、老健については、入所者及び家族の方をお願いしてワクチンの接種もお願いしているという状況であります。たくさんの方が訪れます、ですので、疑いのある方については、別に待合室を玄関ロビーの近くに設置しまして、そちらのほうで待っていただきながら検査をするというような形で、余り奥に持ち込まれないような対応もした中で対策をやっているというところで、あと、感染対策委員会という委員会がありまして、都度、北海道内、釧路管内、そういった情報も得ながら対応しているという状況であります。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 いろいろとお話を伺いまして、きちんとした対策をとっているということが

わかりましたので、これは続けていただきたい。それで、特に心和園なんかでは、危ないときは完全に遮断してしまうということを今までやっていましたよね。やはりそのあたりは非常に有効な方法ではないかと私自身も思って今までも聞いておりました。それで、全国的に、何年か前にも非常にインフルエンザがはやったときに、施設の中でインフルエンザを出してしまった施設と、全く出さなかった施設があるんですよね。その全く出さなかった施設ではどういうことをやってたのかという、一種の先進地事例ですが、そういうものもやはりきちんと参考にしながら決めていただきたいと思いますので、これは、よろしくお願ひしたいということです。

それから、次に、町民全体に対する注意喚起ですね。今、手洗いとかうがいとかという話も出ておりましたが、そういうものを含めて、部屋の湿度を上げるとか、いろんなことがあると思いますが、町民全体に対して、インフルエンザというものが相当はやってきたそうなので、今のうちから十分心がけてほしいという注意喚起、それはどのようにして行っていますか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっと手元にはないんですけども、広報等での周知はさせていただいております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これ、お願ひしたいんですが、町の広報に書いてあるからということはおっしゃるんですが、議会広報を含めてなんですがね、ああいうものって何%の人が読んでいるんだということは、専門家はよく言うんですよ。都会なんかだと3%とか4%とか言いますが、厚岸町の場合には、もっともっと読んでいる人の率は高いと思いますけども、それだけで全てではないと思うんです。ですから、防災行政無線でもIP電話でもいろいろあるかと思いますが、いろんな手段を使って、今、きちっとやっておかないと大変だということを注意喚起していただきたいんですよ。いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 防災無線ですとかIP告知の部分なんかは、保健所のほうから、警報なんかが出た段階では活用して周知をするというような取り組みをしておりますけれども、今回、今週はそういうような状況もございますので、そういったものを活用しての周知というのはおっしゃるとおりかなと思いますので、そのように検討していきたいと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それから、インフルエンザのワクチンについての勧奨、これは相当一生懸命

なさっているんでないかと思うんですが、インフルエンザワクチンについて、町としてどのようなことを行っているか、これについて説明してください。簡単に結構です。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 65歳以上の高齢者の方に対してのインフルエンザの予防接種の勧奨ということで、10月から開始しております、あみかのほうで手続をしていただいて、一部負担金1,080円をお支払いをいただいて、その上で、その券を持って町立病院、それから田中医院のほうで接種をしていただくという取り組みを例年と同様にしております。

●委員長（南谷委員） 町としては、インフルエンザのワクチンを65歳以上の方については費用の一部援助ですよ、していますが、それ以外の町民についても、なるべく、効果があるから打ってもらいたいという立場をとっているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） インフルエンザの予防接種が重症化を防ぐという意味では有効だということはそのとおりでございますし、そういった意味では、打っていただきたいとは考えております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ワクチンというのは、簡単に私たち素人がわかるようなイメージで言うと、薄めた毒を体に入れているんですよ。なもんですから、ワクチンによる、何ていうんですか、副反応とか何か、専門家は、という言葉を使うらしいんですが、僕らの言葉で言うと副作用ですよ、それもあるわけですね。そして、万に一つということになるんでしょうけれども、事例としては非常に、そんな、そこらここらにあるものではないとは思いますが、非常に重篤な障害を起こす場合もあるわけですよ、ちょうどインフルエンザ脳症の後遺症みたいな状況になってしまうことだってあるわけです。しかし、そういうリスクを抱えながらも、やはり十分な効果が実証できるので、そういうことを納得した上で打ってほしいということをややはり言わなければならない立場ではないかと思うんです、町としてはね。それで、インフルエンザのワクチンを、65歳以上の場合にはあみかに来て券をもらって、医療機関に行って打つわけですが、そういう場合にも副作用の話はやはりきちんと説明しなければならないと思うんですが、それはどの場面で、どのように説明をして、そういう副作用の可能性がないわけではないけれどもワクチンを打つんだという決定を本人にしてもらっているか、その点について説明していただきたい。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） あみかのほうでその申請をしていただいた方には、ちょっと申しわけない、手元がないんですけれども、予防接種を、券をですね、問診票と、それから、それを打ったという券のものと、それから予防接種に当たってこういう問題がありますということのものも書いたペーパーと、それから、もう一つ、健康被害があった場合の内容というものもあわせてそのペーパーでもって説明をさせていただいて、その上で打っていただくと、手続をしていただくということで、個別にそういう説明をした上で進めております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっとしつこくて悪いですけどね、もう少し聞きます。いわゆるインフルエンザ勧奨のために補助をしますよという制度に乗ったときには、あみかのほうでそのような説明があるということですね。けれども、この1,080円よりは大幅高くなる、そういう勧奨制度に乗らないでインフルエンザワクチンを打つときには、その副作用とか健康被害等について、どこでどのような説明があるか、つかんでますか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） それぞれ、あみかで手続をされない方については病院のほうで直接打っていただくこととなりますけれども、その段階で、病院のほうから問診票でチェックをするというようなことの中に、そういう項目もございます。それで、病院のほうから説明を受けて、それを了解した上で、先生の判断もいただいた上で、先生のほうが接種をするということで、最終的に接種がされていると承知をしております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。どっちにしても、本人が副作用があるということ認識した上で、だからやめるではなくて、けれども、インフルエンザにかからない、あるいは軽く抑えることができるという効果は非常にあるので、町としてはお勧めしますということだと思えます。それで、このワクチンの効果なんですがね、個々の、一人一人については今言ったような効果だと思えますが、全体的に見ましてね、これ、どうなんでしょう、町民100%全員がワクチンを打つということは、これは絶対に不可能ですよ。そうすると、やっぱり、例えば5割、あるいは7割でもいいんですが、の人が打ってくれば、これだけに抑えられるというような、一種の統計的な、町全体での効果というようなものは、何か指標なり何なりございますか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけございません、そういったものについてはちょっと承知をしておりません。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 インフルエンザがはやって多くの人が病気になると、国保に対する負担は大きくなりますよね、当然。そうすると、それを、いわゆる保険というものに入るんですか、予防ですよね、そこである程度というかな、何割でも抑え込めば、国保に対する負担というのはそれだけ町としても軽くなりますよね。個々人の健康という問題には、もちろん、非常に、個々人のQOLというんですか、それが保たれること、町長は健康寿命というようなことをおっしゃられるけれども、まさにその部分なんだけども、町じゅうの人がみんな元気でいてくれるということは、個々人にとっても幸せだし、それから、町全体にとっても負担が減るってということなんですよ。そのあたりの統計的な、いわば予想というか、そういうものというのは全く考えてないんですか。

●委員長（南谷委員） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時13分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そういったものについての承知は、申しわけありません、しておりません。一般的には、法定の予防接種というふうに、このインフルエンザについても、65歳以上の人と障害を持った方についての60歳以上の方というのは、法定の予防接種ということで、国のほうで指定をされております。そういうところでは、当然、効果があることをもって法定化ということになっているとは思いますが、その内容についてまではちょっと承知をしておりませんでしたので、その辺ももう少し調べてみたいと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 要するに、インフルエンザワクチンを打っても、インフルエンザにかかって重篤な被害を受ける人だって世の中にはいるだろうし、受けなくても全くひかない人だっていうわけですよね。個々人にとって言うと、千差万別です。けども、疫学的統計とでもいいですか、これだけのワクチンが町内でもって消費されると、それによって、これだけのインフルエンザ罹患者が抑えられたと言えるというようなものは、厚岸町の実態調査をせよと言ってるんじゃないですよ、けども、やはり、いろいろな、今まさに

おっしゃった法定接種とかいうようなものを国が考えるときには、そういういろいろなデータを基礎にしていると思うんですよ。そういうものを厚岸町に当てはめてみれば、例えば65歳以上の人、何割、それから、それ以外の人でも何割の人がインフルエンザワクチンを接種すれば、これだけのものは抑えられるというようなものは出てきて当然でないのかと思います。これは、早急にそういう作業をやはり進めていただきたいと思います。何も、改めて言いますが、実態調査せいというわけではないですから。そういうデータを厚岸町に当てはめたらということで、そのデータのない中でもって、今言うのは私のほうも大変やりづらいんですけども、要するに、感覚としてですね、ワクチンがきくものであれば、それによって病人の数が抑えられるわけですから、当然、国保への持ち出しというものは少なくなっているということは、これは当然考えられるわけですよ。もちろん町としては、国保持ち出しを減らすためだけでやっているわけじゃなくて、やはり一人一人が健康でいれる、そのためにはワクチンは有効であるということでこれを進めている。特に65歳以上にとっては、一部の負担まで町が行って進めているという基本的な考えは変わらないと思うんですが、まずその点だけ確認しておきます。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的には、そういうことだと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 その上でお聞きしますが、この65歳未満、例外的な話は今ちょっと除いてですね、原則として65歳以上についての一部負担ですよ、その制度に当たらない方の費用についてお聞きしますが、これは、乳幼児と言っても何歳以上ということになるかと思うので、学齢以前、未満という意味で、1回幾らかかるのか。それから、年齢によっては、1回で済む場合と2回必要な場合とあるとも聞いておりますが、そのあたりで、小学生未満、小学生、中学生、高校生、大人、それぞれ幾らぐらいかかるのか、これ、教えていただきたい。

●委員長（南谷委員） 委員会を休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけございません。接種料金の前に、何歳からという

部分では、6カ月からということで、6カ月から12歳までの小学生未満の方たちは2回接種になります。13歳以上は1回接種ということで、予防接種の料金につきましては、13歳未満の方が1回2,500円、13歳以上の方は1回3,300円、これは町立病院の単価でございます。単価につきましては、それぞれの医療機関で違いますので、若干、他の機関では違う部分もあろうかと思えます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、学齢期前、小学校12歳以下、小学生までは、予防接種をしようとする5,000円かかるのですね。それ以上の大人だというと、1回で済むから3,300円と。そうしますとね、これは実際に町の中で聞くんですが、40代の夫婦、それで、小学生1人、中学生1人、高校生1人、5人家族、今で言うと、インフルエンザの予防注射というか、ワクチンの注射をするのに幾らかかりますか。ちょっと私、今、計算機手元にないので、ちょっと計算してくれませんか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） すみません、夫婦2人と子供3人で2万1,600円ということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 厚岸町としては65歳以上は法定接種だから、そのときはワクチンを打ちなさいと、それ以外のところはどうでもいいよと言っているわけではないですよ。なるべく多くの人に、特別な体質だとか、そういういろんな個人的事情があるから100%とは言わないけども、なるべく打てるものなら打ってほしいと。そして、冬のインフルエンザの大流行を抑えてほしいと切に願っているということですよ。それが実現すれば、国保への持ち出しだって減るんだと、それだけが問題じゃないですよ、これは一つの指標にすぎませんが、町としてはそのほかにもいろいろな財政的なことでも助かるわけです。この問題の本質的なところから言えば、お金の話なんていうのは枝葉かもしれないけれども、やはりお金のことも、そうばかにしたもんじゃないと思います。そして、いろいろところで、町長を初め、健康に留意した暮らしやすい町をつくる、住みやすい町をつくる、安心・安全な町をつくると、いろいろところで標語は言っているけれども、現実問題として、40代の夫婦が3人子供いれば、インフルエンザワクチンを打とうとすると、2万幾らですか、それだけかかるんですよ。それは、十分家計に余裕のあるところでしたら何ともないかもしれない。しかし、子育ての最中の家計というのは、どこの家でも大変ですよ。こういう部分に対してきちんと手当てをしていくことが、住みやすい町をつくるということの前提じゃないですか。言葉だけが踊って、実際問題として、ワクチンを打とうとすると2万何がしの出費が必要だということでは、やはり口と手が違うんじゃないかという印象を町民に与えてしまいますよ。この点はどうお考えですか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 65歳以上の方については法定の予防接種ということでございまして、そういう取り組みをしていると、ただ、それ以外の部分については一般的な勧奨ということに、確かにとどまっております。それら、法定化された部分では、その効果の面なんかも含めて国のほうでの検討がされた上で法定化されているというような状況もありますので、それらの部分も、もう少し情報を収集をして、その上で検討をさせていただきたいと思えます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 さっきの話と矛盾しますね。さっきは、年齢に関係なく、町としては効果があるから、できる限り打ってもらいたいということが前提だと言っていたんじゃないですか。今、財政的な話を含んだ、これらについての手当ても考えたらどうだと言った途端に、法定の部分は、国のほうでもって効果があるって言っているから、そして、法定で厚岸町もやらなきゃならないから、そこは言わなかったけど、やっている。しかし、65歳未満に対しては、今の話聞いていると、効果があるかどうかを含めて、これから調査検討するというんでは、さっきの話は崩れますよ。だめですよ、そんな話では。町として、これは、町民全体の健康を守るという意味で必要だというのなら、全額とは言わんが、せめて半額とか3分の1とか手当てをしましょうということについての検討に入らなきゃならないんじゃないんですか。いかがですか。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。子育て対策の一環でもあろうかと思いますが、1家族において、今、例を挙げて、5人家族として、3歳以下も含めてですね、2万1,600円になるという、家庭においては大変な負担に相なるわけでありませぬ。その実態が、今、論議されたわけでありませぬが、この問題につきましても、子育て支援は、町単独の財政負担とか、いろいろと補助制度とか、いろいろとしながら対策を講じておるわけでありませぬ。財政的なことでありませぬが、極めて厳しいことはご承知のとおりと、厚岸町の財政は。ですから、そういう面も含めながら、今、担当課長もなかなか言いづらいといひませぬか、明確な回答ができなかつたと思ひませぬ。ということは、やはり政治的な配慮が課題だろうと思ひませぬので、町長といたしましては、今の議論を踏まえて検討させていただきたいと思ひませぬので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（南谷委員） 2目健康づくり費、他にございませぬか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4目水道費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5目病院費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目乳幼児医療費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。
4番、石澤委員。

●石澤委員 シカの対策のことなんですけど、ここの項目しかないものですからお願いします。道の事業でやっていたと思うんですが、太田活性化施設のところにシカの車が置いてあった、標茶と厚岸で、このシカの駆除の対策をやっていたと思うんですが、それはどういうふうになって、どれほどの効果があったというのは連絡が来てるんでしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまの関係ですけれども、北海道が今年度、厚岸町と標茶町のほうでエゾシカ捕獲の有効活用を図るモデル事業として、今実施しているところでございます。厚岸町で50日、標茶町で50日ということで、今現在もそれぞれ日程を組みながら実施をしているところでございます。今、大変申しわけないんですけども、中間部分の数字は持ち合わせてはおりませんが、厚岸町においては30頭を超える駆除を行っていただいていると。ただし、なかなか有効活用に持っていく部分というのは、シカの首から上でなければ、なかなか食肉には適さないということで、やはり腕のいいハンターさんでなければ、なかなかそういう有効活用に向けた中での捕獲ができないということで、厚岸町においてはまだ頭数的には3頭前後と。ただし、そのほかのものにつきましても、その会社収集を通しまして、ペットフードなり、有効活用を図られているということでございます。これら事業につきましても、3月の20日前後までの期間がございまして、正確な数字等が出ました段階で、また改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 わかりました。それで、それにかかわったハンターの方からの何か困りごとというのは、3月まではわからないんでしょうかね。シカを撃った後の引き出し方とか、そういういろんな困っている部分あったみたいなんですけど、そういうのはどうなんですか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現状の中で、今、質問者おっしゃっていただいたとおり、保冷車については2台、場所的には活性化施設の敷地を待機場所とさせていただきまして、ハンターからの連絡をいただいた中で向かっていくということになっておりますが、なかなか、沢地に入ったりとかした場合には、本来、北海道から委託されている業者さんのほうが回収業務までを行うことになっておりますが、なかなかそこまでできないということで、ハンターさんの協力なくして捕獲、車までの運搬というのはなかなか難しいと。当然、敷地内というか、草地から奥まったところで駆除したものについては、旗を立ててその場所に行けといっても、なかなか難しい状況でございますので、そういった中では、なかなかハンターさんと同行して回るということもできない状況でございますし、これは、2月、3月に、検証の部分の、北海道主催の中で検証される会議がございます、その中でいろいろと、携わっていただきましたハンターさんの代表、それと、私ども厚岸町の事務局を担当させていただいている職員がそれぞれ任命されておりますので、その中で今回のこの事業に対する検証がされて、次年度以降の対策、対応、今後どうしていくのかというようなことが出てくるかと思いますが、現状の中で、なかなか、食肉に向けていくということは厳しい状況については、今回の、今までの経過の中から言うと、場所を含めてですね、難しいということは結果に出ているかなと思っております。

以上です。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。他に。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、委員長、もしあれでしたら、広がるかもしれないけどお許しいただきたいのですが。

●委員長（南谷委員） 余り広げないでください。

●室崎委員 広がらないと思いますけれども、念のため。鳥インフルエンザについてお聞きしたいんです。これ、ここでもよろしいですね。国内で、このところ、鳥インフルエンザという、渡り鳥が持ってくる病気らしいんですが、それが出ていて、大きな養鶏施

設でもって万を超える鶏の殺処分が行われたりしているのがニュースになっています。道内でも北から渡ってきた鳥の死骸が見られたりして、一騒ぎあったりするようなことが出ています。それで、厚岸町の場合には、ありがたいことにとってはおかしいんだけれども、大きな養鶏施設もないですしね、それから、自然環境が非常にいいので、余り渡り鳥と直接接近することがないとは思いますが、やはりこの時期そういうものが出ているために、町としての対応というのはやはりきちんと備えておかなければならないと思うので、そのあたりについてご説明をいただきたい。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 環境省での12月13日現在の中での高病原性鳥インフルエンザ、過去最多ということで、11都道府県で64件が出ていると。道内におきましても3件目が出ている状況でございますが、過去に、11月の段階で、中標津のほうで陽性反応が出て、北大のほうの検査でもって陰性だということで、ほっとしているところでございますけれども、さらに、道内においても、やはりこういうような中で警戒体制になっておりまして、道内の中で3例以上、多数の、複数の状況が出ている中で、現在、国内発生が複数レベルということで、対応レベルが3ということで、野鳥監視の重点区域と、重点ということで、今、国内部分になっている状況でございます。それで、町としましては、水鳥観察館のほうでは、当然、環境省等の連携をとらせていただきながら、厚岸湖を中心に昨日も巡回を行っております。その中で、衰弱した鳥等の状況はございませんでしたが、引き続き、定期的な中でのそういう対応を図っていきたいと考えておりますし、今、発生地周辺から基本的には10キロ半径となった場合につきましては、それぞれ対応レベルが上がった中で対応していかなくちゃいけないということですが、今後、発生状況に合わせた中で、国のつくっているマニュアルに基づきまして、きちんとした中で町民周知を図りながら、適切な情報を発信していきたいと考えております。当然、今、接触する機会はございませんけれども、沼の中では結氷等もされていまして、ある程度、渡りの時期が、今年寒かったという状況で、かなり、とどまっている鳥もおりますけれども、頭数についてはかたまって、沼の奥にいますと、人と接触することは余りないんですけれども、水産の中でカキの産業にも届いて、海草等が付着して、湖側に流れて、それを餌にしている鳥もいるようでございます。そういった中で、適切な時期に適切な情報をさらに発信していきたいと考えておりますので、極めて、今、厚岸町において、危険の可能性というのはどこもあるかと思っておりますけれども、これといった発生源となっている状況はございませんので、このマニュアルに沿った中で、適時正確な情報を伝えさせていただいて、住民の方々に周知をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ご丁寧な答弁をいただいて、ありがとうございます。それで、私どもとして気をつけなきゃなんないことは、死んだ鳥がいたときに素手でさわるといようなと

ころから始まると思うんです、それから、すぐ通報せいというような。そういう最低限の心得のようなものに関しては、やはり早目早目に町民に対して周知をして、万が一にも、そういうようなことでもって危険な目に遭うことのないようにしていただきたいと、そのように切に願うところですので、よろしくお願ひしたい。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 当然、死んだ死骸とか、ふん含めてですね、さわった中で人に感染する可能性は極めて低いと言われてはおりますけども、やはりそういった中での周知を徹底させていただきまして、それら対策を皆さんに知っていただくような形の周知はさせていただきたいなど。過度な中での、風評被害というのも一方にございますので、適切な状況に適切な情報を発信させていただきたいなと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。
2目水鳥観察館運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5目し尿処理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目下水処理費。
5番、竹田委員。

●竹田委員 合併処理浄化槽設置費補助金についてお伺いをしたいと思います。合併処理をつけていただくということは、環境を保全していくことに貢献するという一方で、ぜひ、どんどんつけてほしいという考え方は、そこで合っているんですね。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 公共下水道でエリアをくくっているところ以外については、その手法で環境保全を図るという目的を達成するための手段の一つと考えております。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 工事の期間、これ、前にも指摘をしてですね、使い勝手のいい方法を考えていただきたいという提案をさせていただきました。というのは、国からの補助金を毎年申請をして受けているということもあって、この合併浄化槽についての工事期間が限られてしまうということで、12月の締め日というのがあるって、11月の早い段階で今年度の締め切りを迫られてしまうということがあります。これらについては、まだ12月まで工事をする業者はたくさんいると思うんですね。確かに、理由はあろうかと思うんですけども、前にお願ひしたのは、年がら年中、やりたいときにやろうと、要するに、やろうと思っている人が、この月になったらできないよというふうになると、タイミングが非常に悪い。また、地方に出稼ぎに行っている方、それから、漁師さんなんて特に、繁忙期のサンマ漁とかが終わってしまったりコンブ漁とかが終わってしまったり、本州のほうに出稼ぎに行ってしまうりする。そういうことがあるために、そういう人たちがなかなか対応できない。気づいたときには、もう遅かったというようなこともあります。町場に住んでいる方は、当然、下水道がありますから、それにつなぐ行為というのは、冬の1月、2月、3月になると、当然しばれてしまいますから、そういったところとか、狭いところは手で掘らなきゃならないんで、当然できないかもしれませんけれども、やりやすい場所については、公共下水道のほうにつなぐ部分については、年がら年中いつでもできることになります。がしかし、合併浄化槽については、そういった年がら年中工事をするということが時期的に制限されてしまうということは、これは普及につながっていかない原因の一つと考えられると思うんですね。そういったことを含めて、年がら年中工事をやられるような策をとってほしいというお願ひをしてたんですけども、それらについて、どんな検討をさせていただいたのかなということをお聞きしたいと思ひます。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 以前にそのようなお話を伺ってまして、そのときには、少なからず国庫補助を受けてやる事業でもあるし、極力、年度の初めにいろいろな手段でお知らせをするんですけども、そのときにも、予算に限りがありますということと、大体10月から11月ぐらいをめどに締め切る予定ですということもあわせてお知らせをしております。今、質問者がおっしゃったとおり、冬の施工というのがなかなか厳しい施設でもありますし、できたら、きちんと施工できる期間にやっていただきたいというのが一つあります。

それと、ご存じのとおり、かなり費用がかかる設備でもあります。ですから、なるべ

く普及していきたいというのはこちらの思いでもありますから、できる限り早い時期にやっていただきたいというのと、あと、費用がかかる関係もあって、ある日突然、来週つけようかという方はいらっしやらないと思います。かなり事前に、住宅の新築なり改築、または排水設備のみの改築について相当検討されて、やろうと思うのではないかと思います。標準的な工事費で180万、160万という、かなり高額な費用がかかりますから、相当検討されてやられると思うので、こちらのほうも、国庫補助なんかにつきましても、当初の予定からはみ出たにしても、全道的な調整の中で増額でいただくことも可能であるという現状がありますから、なるべく早い時期にご相談をいただければ対応が可能な場合がありますけども、ただ、冬期になって突然申し込みに来られると、さすがに対応が難しいという実情にあります。ですから、もうちょっと強くということは思っているんですけども、なるべく早く、予算の締め切りということもそうなんですけども、早い時期に、施工もそうですが、相談をしていただきたいということを思っておりまして、今年度についても、この事業3年目に当たりますけども、引き続き、IP端末や防災無線、それから町の広報通じて、いろんな場面でやっているということがございます。ただ、冬期に安定的に工事をするためには、やはり、ちょっとどうかなという思いもありますので、通年施工したいというのはわかりますけども、なるべく早い時期に施工していただくことを前提に、相談も早くしていただきたいということで、いろんなお知らせをしているという現状にあります。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 課長の判断で、そういう人はいないだろうというんですけども、実はいるんですよ。我々の業界の中では当たり前にいるんですよ。我々の業界の中でも、相談事されてます、どうなんだろうと。というのは、古い家、床が抜けました、壊れました、便器が壊れました、買うと何十万もかかります、簡易水洗便器もね。となると、簡易水洗便器は、合併浄化槽になって水洗化になると、便器が使いなくなるんですよ。それと、床の穴も変わってくるので、また変えなきゃいけないんですよ、床も全て。何十万かかりますよね。壊れたときに、ついでに合併浄化槽という案が出てくるんですよ。それは、自分で決めつけないほうがいいですよ、という方もいるということなんです。そのときに、やろうとした時期が、例えば11月の末だとか12月の初めだとかになってくるときが、さすがに1月、2月となると、多分、業者もやりたくないだろうと、余分にお金がかかるからね、だから、その時期は多分無理だろうと思います、それは同じ考えだと思います。ただ、11月の中前に、もう打ち切りますよという話はないんじゃないかと。せめて12月の中くらいまでは、何とかそこは取り入れていただきたいなと思うんですけども、そこまでは絶対できないのか、どうなんでしょう。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そのような実態があるということであれば、ただ、この事業をやるための事業ではありませんから、確かに、最初におっしゃったように、普及をする

ためということ、環境保全をするための目的ですから、もしそういう実態があるのであれば、どこまで可能か、ちょっと、手法の一つとしては、国庫補助が得られなくても単独の費用をもってやるという方法がないわけではないですが、そこは財政事情も絡みますので、極力、その普及する立場で内部で検討してまいりたいと思います。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 業者のほうに、予定がありますかという連絡来たそうです。それは、11月の中を過ぎると、もうだめだというふうに、どうにもならないんですかと言ったら、どうにもならないという返事があったということなんですよ、だから、あえて今回質問させてもらったんですけども。それと、国庫補助の部分についてと、全体で5人槽の場合が90万、11人槽までが110万ですよ、厚岸町の場合。その110万の中に国庫補助分の割合というのはどういうふうになっているんですか、一財と国庫補助の部分の金額について教えてください。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 5人槽の90万円の補助金の中に、国庫補助の金額というのが11万7,300円になります。ですから、大半の部分が町の持ち出し分ということになります。それから、7人槽で14万7,000円というのが国庫補助になります、それから10人槽で19万6,000円が国庫補助です。あと、これに単独の浄化槽の撤去が伴うと、それについては3万円の国庫補助がプラスされるということになっております。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 国庫補助の部分が非常に少ない、一財でどうしてもやらなきゃならないというふうになると、気持ちはやっぱりわかりますよね。ぎりぎりに出すとなると、年度年度で締めていかなきゃならない、間違っただけで受けてしまって、それを、たしか90万の10件分で900万の支出を予算として見ているわけですよ、毎年ね、たしかね。その中の、例えば7人槽、10人槽をつけてしまうと、90万10件分じゃなくて、90万しかないから7件とか8件分しかつけれない、10件まではいけないよとなる場合もあるということですよ。確かにそういうことの、財源の中でやらなきゃならないということはよくわかるんですけども、何回も言いますけども、せめて12月の10日くらいまで申し込みしていただければと思うんです。ただ、申請を出して、許可がおりるまでの日数が結構ありますよね。その日数のかかる時間っていうんですかね、それは、通常であれば急いでやる場合と通常の場合と、ちょっと、ゆっくりやる人っていないと思うんですけども、申請が上がってきたらすぐ処理すると思うんですけども、その期間というのは、いつ出てきたら、いつまで出さなきゃならないというのは、例えば確認申請みたいに、1週間以内とか10日以内に出さなきゃならないということが決まっているんですけども、この合併浄化槽についてはそういう制限というのはあるんですか。それらも含めて、せめて12月

までの受付をしていただきたいという、検討してもらいたいということと、両方ちょっと教えてください。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、合併浄化槽の設置の窓口は、内部でいくと環境政策課になるんですが、設置しようとするときには、浄化槽法に基づいて、設置の届がなされると思います。その設置の届が申し込みのスタートとなりますから、そこから申請者が補助金の申請をするという形になると思います。補助金の申請ですので、内部の手続としては、後納金の収納状況などの調査をした上で可否を決定するということにはなりますが、それについては、さほど時間を要しないだろうと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、事前に相談があれば、いろんな手続なり、それに向けての準備を内部で先行して進めていくことは可能なので、できればそういう方法でお願いしたいということもあります。標準的な手続云々よりも、まずは早目の相談ということのほうが担当部局としては非常に重要だと考えております。（「委員長、答弁漏れ、12月の」の声あり）

その12月につきましても、ぎりぎり、もし事前に相談があればということがありますが、今言ったように、突然、何とかそこまで引っ張れないかという話ですが、国庫補助の調整については、一定程度期日があって、それに間に合うかどうかということが一つと、あと、今言ったように、かなり町の持ち出し費用が大きいものですから、できれば早い時期にどうするかを決めていただけるといいんですが、なるべくぎりぎりまでいいですか、いつまでという、12月10日とか、どこまで延長が可能かというのは、少し内部で検討させていただきたいと思いますが、極力といいですか、遅い時期まで対応できるような体制を何とか組みたいなと思います。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 よろしく申し上げます。

●委員長（南谷委員） 再開を午後1時とし、委員会を休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費から進めてまいります。質疑ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3目畜産業費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目牧野管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 7目農業施設費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 8目農業水道費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 9目堆肥センター費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項林業費、3目造林事業費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4目林業施設費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5目特養林産振興費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3項水産業費、1目水産業総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目水産振興費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 3目漁港管理費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 5目養殖事業費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 6目水産施設費、ございませんか。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 6款1項商工費、3目食文化振興費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 5目観光施設費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 3目土木用地費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 4目地籍調査費。ございませんか。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 2目道路新設改良費。
6番、室崎委員。

●室崎委員 この節の中に防雪柵があるので、防雪という関係でお聞きします。糸魚沢から高知小学校の前の道路に真っすぐ抜けていく道路がありますね。その道路の途中で、非常に大きな吹きだまりができて、地元の人たちが難儀しているということがありまして、防雪柵に限らず、そういう吹きだまりを何とかするような方法がないかということは何年か前から私自身聞いております。この点については、地元との話し合いその他です、どのように進んでいるのか教えてください。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 具体的には、糸魚沢自治会様のほうからご要望をいただいております。ただ、これには具体的なルートの中で、どこからどこまでというような部分は書いていないんですが、おおよその状況の中では捉えているところでございます。それで、先般も委員から同質問をいただいた際に、私のほうから、近々、自治会のほう行かせていただいて、直接、めど等について話をしていきたいとご答弁をさせていただきました。今般、次年度以降の3カ年実施計画の取りまとめ中でございますけれども、改めて町内の雪況状況を確認しまして検討しましたところ、実は今度の3カ年計画には、まだ優先的に入ってこれない状況がわかってまいりました。そこで、このことについては、3カ年のそういった状況については、まだ、直接行って話ができておりません。現在までは、自治会要望に対する回答という中で、優先的にやっていきたいというだけで、具体的なめど等についての直接膝を交えたお話は、実は、申しわけありません、まだできていないところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この線といいますか、道路に関しては、かつて、いわゆる校区市街部で会議がありまして、そのときに若松地区の方たちが七、八人、その会議に出てらしたんですね。ここでは、ほとんど大した雪ではなかった、ちらちら降ってる程度だったのが、帰り、あの道路に上がったところで猛吹雪になって、乗用車では動けなくなったと。それで、たまたま除雪車がすぐ来てくれて、除雪車の後ろをついて何とか無事に家に帰ったというようなこともあったんです。それで、確かに糸魚沢自治会の皆さん、自分のところなんです、と同時に、その奥にいる若松自治会の皆さんの生活道路でもあるわけですね。ですから、できましたら、若松自治会のほうにもいろいろと要望を聞いていただきたいんですよ。除雪の任に当たっている人たちは、どこの部分かというのは明確につかんでいると思いますので、そういうような知見もよく取り入れて、有効な手だてを至急とっていただきたいと。命にかかわるような話も聞いておりますから、どうかよろしくお願ひしたいということなんです。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この現場は、その年によって非常に雪のたまるときと、そう

でもないなというときが入れかわる時期で、特に私ども、ちょっと注意しております。そういった中で、平成27年から、これまでの早朝4時の除雪出動を3時に1時間繰り上げさせていただいて、今年もそのような体制でおります。これは除雪の開始を早めるだけで、吹雪を取り除くというのが主な目的ではないわけですから、吹雪についてはいつ起きるかわからない状況で起きますので、そういった生活道路を使われる幅広い地域を含めると、やはり若松自治会のほうも要望を聞きながら、今後の計画路線の検討をさせていただきたいと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 進めてまいります。

3目除雪対策費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3項河川費、1目河川総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3目下水道費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5項公園費、1目公園管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6項住宅費、2目住宅管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 8款1項消防費、2目災害対策費。ございませんか。

5番、竹田委員。

●竹田委員 8款消防費、1項2目災害対策費でお聞きします。一般質問でやりました床潭の高台の避難所について提案をさせていただきましたけれども、その後、調査をするということだったんですけども、その後、どのような経過になっていますか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 総務のうちの担当の者が現場を上って確認をしました。結果としては、道路が、道路らしきものと言ったほうがいいですかね、道らしきものはついていんですけれども、整備するには、恐らく、かなりの費用というんですかね、労力がかかるだろうと予想しております。行った先のほうが、下のほうがちょっと崖になっていることもありますので、その崖の部分が、あそこは崩れが見られる部分もあります。結構な距離もあるということでありましたので、来年度の計画の中には組み込んでいない状況なんですけれども、まだまだ詳しい調査が必要だと思いますので、まだ担当レベルの中での調査ですから、もう少し専門的な部分で調査をさせていただいて、今後の対応を検討していきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 取り付けの道路から頂上まで行く部分の土地の所有者等については、調査はしたんでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まだその段階には入っておりません。恐らく所有者も中には入ってくると思いますので、今後、具体的な部分でなった場合には、そちらのほうとも協議をしていかなければならないと思いますが、まだその段階には至っていないものですから、まだもう少しお待ちいただきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。
2目災害対策費、ここで他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。
9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目事務局費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目教員住宅費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6目スクールバス管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目学校管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3項中学校費、1目学校運営費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目学校管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3目教育振興費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4目文化財保護費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5目博物館運営費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6目情報館運営費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6項保健体育費、1目保健体育総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2目社会体育費。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きするんですが、スポーツ障害に対する対策ですね、それは、今年はどういうことを進めてきましたか。

- 委員長（南谷委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（高橋課長） スポーツ障害の取り組みの部分でございますけれども、ことしの3月の議会以降の取り組みということでご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、平成28年のスポーツ障害に対する取り組みといたしましては、3月の24日の日に、町内で活動しているスポーツサポート組織のリハビリの担当者の講師の先生をお招きして、スポーツ障害の予防講座をさせていただきました。それにつきましては、事前に町内のスポーツ少年団の指導者ですとか学校関係者、さらには体育協会の構成団体といったスポーツの指導に当たる方や、日ごろからスポーツをされている方に対してお知らせをさせていただいて、スポーツを行う前の事前のストレッチであるとか、スポーツを終了した後の事後ストレッチといった動作について説明を受け、参加者も実際にその会場の場でストレッチを受けていただいて、実施前と実施後の体の動き等を確認していただくなど、より実践的な内容の講座をさせていただきました。当日は、少年団の指導者以外に一般の参加者の方もいらっしゃったんですけれども、子供たちに対するスポーツ障害の取り組み、指導等については、理解が深まってきておりまして、充実してきてはいるんですけれども、なかなか大人のスポーツを行っている方というのは、事前の

ウォーミングアップを十分にかけてするという方も少ない状況でございまして、そういった部分の理解が深まった予防講座であったのかなと考えております。

また、スポーツの指導者に対する取り組み等としましては、年に2回、体育振興課のほうで施設の利用調整会議という会議を開かせていただいておりますけれども、そこに出席いただく指導者であるとか部活の指導者の先生方に対しても、改めて日ごろのスポーツ活動における準備運動、クールダウンの必要性についてお話をさせていただきまして、啓発活動等を行ってきているというような状況でございます。また、今年度も引き続きスポーツ少年団の認定員の養成講習のほうにも、本年度は7名、野球ですとかサッカーですとかミニバスケットの保護者の方々が参加をいただいて、講習を受けて理解を深めているといったような活動を行ってきているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。今年、この1年に限ってお聞きしますが、いわゆるスポーツ障害という、肘を痛めるとか、膝を痛めるとか、腰を痛めるとか、あるいは格闘競技の中でもって頭を打って、その障害が出るとか、そういう、いわゆるスポーツ障害と言われるような事例はなかったと押さえておけばよろしいでしょうか。

●委員長（南谷委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 本年の中では、私どもの耳に入ってきている具体的な事例というのはちょっと伺ってございせんけれども、過去に、スポーツの障害実態調査等をやっている中では、やはり小学生、中学生のスポーツ障害、特に腰であるとか膝であるとかの障害の件数については、若干横ばいで推移しているという調査の結果もございまして、私どもの耳には入ってこないまでも、実際、そういった障害等で医療機関のほうにかかられている方もいるのかもしれないけれども、実際、耳に入ってきているケースはございせん。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ないことを祈っています、本当に。それで、スポーツ障害を起こす要因の一つに、今回、文科省の調査かな、それで、各学校の運動クラブの実態の調査をしたら、休養日が全くないというところが相当大的な割合を占めているという調査結果が、昨日か一昨日出ましたですよね。それは、一つには、学校の先生たちに過大な負担をかけているということにもなるらしいです。ただ、それだけの外形的な話でもって即スポーツ障害と結びつくわけではないんだけど、どうもそこからほの見えることは、勝負ということに、勝ち負けということに非常に重きが置かれている状況があるんでないかと。そんな話をしてもしようがないが、私が子供のころは、中体連というのは釧路地区だけでしたよね。それが、現在は全国大会まであるようになりました、ほとんどの競技がね。そうすると、小学生のときから非常に技能を争うという傾向が強くなってきて、また、

うちの子供がレギュラーになって勝ったということを親は非常に喜ぶと。それで、今度、指導者に圧がかかると。そういうような部分というものが、成長期に運動のし過ぎという傾向に入っていくおそれが非常にあるんでないかと私自身は危惧しているんですが、そのあたりは、厚岸町における現状というのはどういうふうに捉えているのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） お答え申し上げます。実は、厚岸町に限っての調査ですけれども、本年度、各小中学校における少年団活動等、または部活動等の実態調査、聞き取りをさせていただいております。その中では、スポーツの関係、少年団、10ほどございます。また、各中学校においてはスポーツの部活動等もやってございますけれども、いずれも、必ず週に1日の休養日というのですか、設けるようにしているという調査が上がってきております。中には2日ですとか3日設けているところもございますけれども、厚岸町に限って言えば、必ず1日の休養日は設けているという部分では、勝負ありきの指導体制にはなっていないのかなと。あと、平均の1日の活動時間も、2時間から3時間の中で推移をしているといった部分で行われているというような調査が上がってきております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それから、実態調査というのは2年か3年に一遍行うというような話でしたが、今年行ってないんですね、来年行う予定なんですか。それと、この後、スポーツ障害に関する対策といいますか、対応といいますか、それではどういうことを考えているのか、その予定といいますか、それを教えていただきたい。

●委員長（南谷委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 今後の取り組みでございますけれども、2年に一度のスポーツ実態調査、スポーツ障害調査については、平成26年度に実施をさせていただいておりますので、28年度、今年度になりますけれども、まだ事務作業は始めてございませんけれども、年明け早々にはアンケート調査といいますか、発出をして調査をしていきたいと考えてございます。

また、スポーツ障害に対する取り組みにつきましては、今までやってきたことの踏襲になるかもわかりませんが、私どもとしては、地道に、日ごろからのそういうスポーツにおける障害の発生原因であるとか、そういった部分の基礎知識の啓発であるとかを地道に一步ずつ着実に進めていくと。こちらのほうは、情報提供は、同じことをしていくかもしれませんが、受け手になる子供たちにしてみると、かわっていきますので、やっていることについては少しずつ身になっていくんじゃないかなと考えておりますので、引き続きご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（南谷委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

3目温水プール運営費。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 前に、議会で温水プールの利用数が、そんな極端に一遍に減るわけじゃないけども、横ばいよりは下向きの線を描いていると。それで、せっかくの施設ですのでいろんな方に使っていただきたいし、その使っていただくためにいろんな方策を考えるべきだというような議論がありましたですね。そのときに、その本会議で言ったのかどうかは、それはもうちょっと記憶がありませんけども、一つの提言として、温水プールを使った町民の健康増進、高齢者に限らずですね、そういうようなものもあるんじゃないかと。それで、一部、水中歩行みたいなことを既に温水プールのほうではやっているという話も聞いていますけれど、そのときに、やっぱり町の真ん中にないですから、行くのがなかなか億劫だというような話も現に聞きますので、足の確保から始まって、いろんなことでやっていけるんじゃないかと。そうすると、健康増進となると、福祉課や町民課も非常に大きな関係があると、1課1係の問題ではないというようなことで、それぞれの担当各課が話し合っ、有機的に、幾つかの目的を多元的に行っていくというような話が聞こえてきてたのですが、そのような観点からの施策展開というのとはどういうふうになっていますでしょう。

- 委員長（南谷委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（高橋課長） 温水プールの関係でございますけれども、温水プール、今年の運営につきましては、去る11月の末をもって閉館をさせていただいたんですけれども、今年の利用状況については、4月のオープンから11月のクローズまでで8,221名のご利用がございまして、平成27年度に比べますと、若干、330人ほど上向いたと、担当者としてはうれしい限りなんですけれども、そういった部分もございまして。この状況がずっと続いていけばいいんですけれども、長いスパンで見ますと、やっぱり右肩下がりの利用状況になってきているという部分で、3月の議会でも委員からご指摘、ご提言ございました部分につきましては、体育振興課のみならず、町民課並びに保健福祉課等ともご協議をさせていただいて、どういった取り組みができるのかという話もさせていただきました。それで、国保のほうを話に出してあれなんですけれども、国保の国民健康保険だよりですね、そちらのほうに、生活習慣病予防を始めてみませんかということで、そちらのPRのパンフレットに町内の運動施設の項目を載せさせていただいて、温水プールであるとかパークゴルフ場の開館時間ですとか金額等を載せさせていただいて、ぜひ利用してくださいといったようなPRも行わせていただいております。また、水中ウォーキング教室をプールで開催するに当たっては、そういったチラシをあみかのほうに

備えつけさせていただいて、そういったPRもさせていただいて、少しでも利用者の増に向けていけないものかというふうに、今年についてはさせていただきました。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 パンフレットは見るんですよ、話も聞くんですね。でも、自分は自動車の運転ができないんですよ。そうすると、やっぱり行けないんですね。足の確保という部分も非常に大事なことでないかと思うんです。そのあたりの検討というか、施策展開というような部分について、どうなんでしょう。今あるかどうかわからんけど、前には老人大学なんていうのがありましたね。そして、いろんな講座をやってましたよ。あみかとか情報を使ってやってたんじゃないかと。そういうものに参加できる方で自分が家用車を運転できる方は、結構積極的に出ると思うんですが、やっぱりそうでない方をどうやって、そういうところで元気になってもらうかというところまでやっぱり踏み込んだ施策展開が必要でないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

●委員長（南谷委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 小中学生であれば、夏休みの期間の対策としてスクールバスを活用したプールバスといいますか、そういうのを町内走らせて利便性を図っているという部分はございますけれども、事、一般の利用者に関する対策としては、実際のところ、そういった足の確保等まで手を回している状況にはないところでございます。今後、そういった部分の対策としてどういった方策がとれるのか、またとれないのかは、さらに他方面との協議等が必要になってくる部分もあるかもしれませんけれども、極力経費をかけないで、効率的に、どのように利用拡大を図れるかという部分については、もう一步、研究をさせていただきたいと考えております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。3目ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

11款1項公債費、1目元金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目利子。

（な し）

●委員長（南谷委員） 12款1項1目給与費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。
次に、1 ページにお戻りください。
第2条の地方債の補正でございます。
5 ページは第2表、地方債の補正。
6 ページは地方債に関する調書補正となっております。
総体的に質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
ここで、議案第79号の審査に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。
これから特別会計でございますが、款、項で審査したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） それでは、議案第79号からは、款、項で審査いたします。
議案第79号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。
1 ページ。第1条は、歳入歳出予算の補正であります。
2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第1表です。
4 ページ、5 ページは事項別明細書でございます。
6 ページ、歳入から進めてまいります。
4 款国庫支出金、2 項国庫補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 款道支出金、2 項道補助金。ございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2款保険給付費、1項療養諸費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3款1項後期高齢者支援金等。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4款1項前期高齢者納付金等。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5款1項老人保健拠出金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6款1項介護納付金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

2 ページ、3 ページは、歳入歳出予算補正の第1表です。

6 ページ、7 ページは事項別明細書でございます。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。ございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

(な し)

●委員長（南谷委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（南谷委員） 6 款1 項繰越金。ございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 7 款諸収入、1 項雑入。

(な し)

●委員長（南谷委員） 8 款1 項町債。ございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4款1項公債費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条の地方債の補正です。

4 ページをお開きください。4 ページは、第2表、地方債補正であります。

5 ページは、地方債に関する調書補正となっております。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

2 ページ、3 ページは、歳入歳出予算補正の第1表です。

6 ページ、7 ページは事項別明細書でございます。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

●委員長（南谷委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6 款諸収入、1 項雑入。

（な し）

●委員長（南谷委員） 7 款 1 項町債。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページです。歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 12ページでございます。2 項下水道事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 款 1 項公債費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条の地方債の補正であります。

4 ページは、第 2 表、地方債補正、5 ページは、地方債に関する調書補正となっております。

総体的に質疑ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(南谷委員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページであります。第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページ、歳入歳出予算補正の第1表です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書でございます。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長(南谷委員) 5 款1 項支払基金交付金。

(な し)

- 委員長(南谷委員) 6 款道支出金、2 項道補助金。

(な し)

- 委員長(南谷委員) 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長(南谷委員) なければ、以上で歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長(南谷委員) 4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費。

(な し)

- 委員長(南谷委員) 2 項包括的支援事業任意事業費。

(な し)

- 委員長(南谷委員) 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。質疑ございませ

んか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第83号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。
1 ページでございます。第1条は、歳入歳出予算の補正であります。
2 ページ、3 ページは、歳入歳出予算補正の第1表です。
4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。
6 ページ、歳入から進めてまいります。
1 款 1 項後期高齢者医療保険料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で歳入を終わります。
次に、8 ページ、歳出に入ります。
2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号 平成28年度厚岸町老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、歳入歳出予算補正の第1表です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

8 款1項繰越金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号 平成28年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1 ページ、第2条、業務の予定量の補正であります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

9 ページをお開きください。9 ページ、収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項営業外収益。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項営業外費用。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、収益的支出を終わります。

次に、1 ページの第4条、資本的収入及び支出の補正です。

11 ページをお開きください。資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、6 項補償金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項企業債償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

5ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

12ページから15ページまでは、予定貸借対照表と注記であります。これらについて質疑ございませんか。

(なし)

●委員長（南谷委員） 総体的に質疑ございませんか。

(なし)

●委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第86号 平成28年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に1ページ、第2条、業務の予定量であります。

次に、2ページです。第3条、収益的収入及び支出であります。

12ページをお開きください。収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。ございませんか。

(なし)

●委員長（南谷委員） 2項医業外収益。

(なし)

●委員長（南谷委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、13ページであります。収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。ございませんか。

(なし)

●委員長（南谷委員） 2項医業外費用。ございませんか。

(なし)

●委員長（南谷委員） 以上で、収益的支出を終わります。

2ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出であります。

14ページをお開きください。資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2項補助金。

(な し)

●委員長（南谷委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 以上で、資本的支出を終わります。

3ページにお戻りください。

第5条、企業債でございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。質疑ございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 7ページは、予定キャッシュフロー計算書でございます。また、15ページから18ページまでは予定貸借対照表と注記でございます。

総体的に質疑ございませんか。

●委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し……。 (発言する者あり)

休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時58分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。

大変申しわけありませんでした、途中、中座させていただきまして。

今ちょっと事務局のほうから確認の連絡がありまして、4ページでございます、病院事業会計の、今、途中でストップしたのですけれども、4ページを見ていただきたいと思います。4ページ、第7条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計の補助金を受ける金額を次のように定めるといふふうに、他会計からの補助金が記載している一覧表がございます。この関係についても、皆さんにお諮りをしなければならないということで、この関係について何か質疑ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、病院会計に関する質疑を終わりたいと思います。

総体的にございせんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算9件の審査は終了いたしました。

よって、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時00分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年12月16日

平成28年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長

